六十八　遠距離通学対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×161,200円＋B×294,300円

算式の符号

A　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程における遠距離通学児童のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

B　市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における遠距離通学生徒のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

二　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程の遠距離通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会におけるホストタウンとして登録された市町村による交流計画の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十九　ホストタウンとしての取組に要する経費があること。

七十　語学指導等を行う外国青年招致事業に要する経費があること。

ＪＥＴプログラムコーディネーターの活用に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十一　保育士修学資金貸付等事業に要する経費があること。

保育士修学資金貸付等事業及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

七十二　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十八　遠距離通学対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×161,200円＋B×294,300円

算式の符号

A　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程における遠距離通学児童のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

B　市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における遠距離通学生徒のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

二　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程の遠距離通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会におけるホストタウンとして登録された市町村による交流計画の実施に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十九　遠距離通学対策に要する経費があること。

七十　ホストタウンとしての取組に要する経費があること。

七十一　語学指導等を行う外国青年招致事業に要する経費があること。

ＪＥＴプログラムコーディネーターの活用に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

七十二　保育士修学資金貸付等事業に要する経費があること。

保育士修学資金貸付等事業及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

［新設］